

令和4年度



島根県子ども会連合会

<連絡先> 〒690-8540 島根県松江市末次町 86 教育委員会生涯学習課内

電話番号 : 0852-55-5286 FAX 番号 : 0852-55-5543

E-mail shimane@kodomo-kai.or.jp

ホームページ <https://www.kodomo-kai.or.jp/shimane/>



子ども会は、子どもたちに生きる力と輝きを育み、
体験を通して感動が生まれ、輝く夢を与える活動を行なっています。

子ども会の活動、取り組み

☆仲間遊び ☆エコ活動 ☆緑化運動 ☆スポーツ活動 ☆慰問・訪問活動

☆食育活動 ☆生活習慣向上運動 ☆伝承芸能活動 ☆募金活動



子ども会活動を安心して行うために、共済に加入することも忘れずに！！

年会費には共済掛金の他に賠償責任保険料が含まれています。

活動中に会員本人が負ったケガや病気の他に、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりしたときも補償を受ける事ができます。

事故防止のため、定期的に、そして事業開始前から事業実施中にも KYT（危険予知トレーニング）と、事前の会場下見による安全・安心を確保しましょう。

子ども会に加入するときには、単位子ども会、市区町村子連、都道府県などに所属する者が共済加入掛金を含む次の年会費を納めてください。子ども会には乳児から大人までどなたでも加入できます。

☆子ども会年会費 1人 **120** 円 (10月1日以降加入の場合 110円)

内 訳	全国子ども会安全共済掛金	50円 (10月1日以降加入の場合 40円)	70円 (10月1日以降加入の場合 60円)
	全国子ども会連合会運営費	20円 (子ども会賠償責任保険料を含む)	
	登録運営費	50円 (安全教育、共済会加入・請求手続き、事前審査、名簿管理等の費用として)	

加入手続きに関して、島根県子ども会連合会ホームページをご参照ください。

全国子ども会安全共済とは
子ども会活動中に会員本人が負ったケガや病気に対して死亡共済金、後遺障害共済金、医療共済金が支払われます。

賠償責任保険とは
子ども会活動中の事故により主催者以外の会員や第三者が死傷したり、第三者の財物に損害を与えたりもしくは他人から預かった財物に損害を与え法律上の損害賠償責任を負ったとき、保険金が支払われます。

自転車保険も取り扱っております。お申し込み、または詳細に関しまして、全国子ども会連合会のホームページをご確認ください。



全国子ども会安全共済会のご案内

一令和4年度一

ご加入の前に必ずお読みください(共済約款ほか抜粋)

1. 捜査の対象となる「子ども会活動」とは

- (1)子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者(20歳以上の者に限る)又は育成会員の管理下にある活動
 - (2)子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
 - (3)上記(1)において計画されている子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
- ※上記(1)～(3)の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

2. 被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村等子連、都道府県・指定都市子連に所属する者

- (就学前3年以下の乳幼児が行事に参加する場合には安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族(満20才以上)が同伴することが必要となります。)

3. 共済金をお支払いする場合

(1)死亡共済金

- ①被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
- ②被共済者が子ども会活動中に突然死(上記が適用されない疾病により急死)したとき。

(2)後遺障害共済金

- 被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、共済約款に定める身体障害の状態(後遺障害)となったとき。

(3)医療共済金

- 被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、医師の治療又は柔道整復師による施術を受けたとき。

4. 共済金額

- (1)死亡共済金 600万円
- (2)後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて 7万円～600万円
- (3)医療共済金 健康保険等を適用した医療費総額の30%
(支払限度額50万円)

5. 共済金を支払わない主な場合(死亡、後遺障害、医療)

(1)次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病

- ①共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
- ②共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
- ④交通事故(自転車の単独事故、又は自転車同士の衝突事故を除く。
死亡共済金、後遺障害共済金を除く。)
- ⑤飲酒後に発生した当日中の事故等によるもの
- ⑥被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
(ア) 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
(イ) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
(ウ) 自転車に二人乗りしている間(法令で認められる場合を除きます。)
- ⑦被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
- ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- ⑨地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- ⑩核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- ⑪⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫⑩以外の放射性照射又は放射能汚染
- ⑬喘息・癲癇の持病がある被共済者が、子ども会活動中に発症した喘息・癲癇の持病
- ⑭成長痛・野球肘・筋肉痛
- ⑮安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族(満20才以上)の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等

「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を本チラシに記載しておりますので、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ホームページ上の共済規程をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。

- (2)当会は、医学的他覚所見があるが、子ども会活動との因果関係がないことが医師等により明確に判断される傷害又は疾病の場合は、共済金を支払いません。

- (3)当会は、被共済者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

(注)いわゆるむちむち症をいいます。

(4)医療共済金を支払わない場合

- ①平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費
- ②事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費
- ③総医療点数が333点以下(医療共済金の額が1,000円以下)の場合

- ④共済金の支払い期間中に重複して支払い事由が発生した場合

6. 共済期間

令和4年4月1日0時より令和5年3月31日24時までの1年間。

(期間の中途で加入することもできます。)

7. 共済掛金とその他の会費

共済掛金は被共済者1名年額50円(10月1日以降の加入は40円)。

※共済掛金のほかに全国子ども会連合会運営費と都道府県・指定都市子連運営費が必要になります。

8. 共済契約者

- ①全国子ども会連合会に加盟する都道府県(指定都市)子連に加盟する市町村(区)子ども会連合組織の代表者とする。

- ②都道府県(指定都市)子連に加盟する市町村(区)子ども会連合組織がない場合は、都道府県(指定都市)子連に加盟する子ども会連合組織または単位子ども会の代表者とする。

- ③全国子ども会連合会に加盟していない都道府県については、当該都道府県の市町村(区)子ども会連合組織の代表者又は単位子ども会の代表者とする。

- ④全国子ども会連合会および全国子ども会連合会に加盟する都道府県(指定都市)子連の事務局代表者

9. 契約者の加入手続き(4月1日加入の場合)

-4月2日以降の加入については、当会ホームページにてご確認願います-

- (1)共済契約者(市区町村子連等)は、令和4年3月31日までに所定の「共済契約申込書」所要事項を記入し、都道府県・指定都市子連に申し込むこととする。

- (2)次の書類を令和4年4月1日より5月31日までの間に都道府県・指定都市子連に提出すること。

- ①契約者申込書

- ②加入申込書・加入者名簿

- ③年間行事計画書

- (3)共済契約者(市区町村子連等)は、令和4年4月1日より5月31日までの間に共済掛金等を都道府県・指定都市子連が指定する金融機関に振り込むものとする。

10. 万一事故が発生した場合

(1)事故の通知

被共済者が、共済金を支払う場合の傷害又は疾病を被った場合は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況及び傷害又は疾病的程度を都道府県・指定都市子連に通知しなければなりません。

(2)共済金の請求

- ①当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行なうことができるものとします。

- (ア) 死亡共済金については、被共済者が死亡した時

- (イ) 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時

- (ウ) 医療共済金については、平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時

- ②被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出しなければなりません。

- ③共済金請求権は共済金請求の事由が発生した時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。